

中期経営計画「INNOVATION 2009」

2008～2009年度の2年間の中期経営計画「INNOVATION 2009」は、前中期経営計画「INNOVATION 2007」の基本的な考え方を継承し、世界のさらなる変化を捉えて、新しい流れを創り出し、社会と共に成長を続ける「新・産業イノベーター」をビジョンに掲げています。本中期経営計画では、「変化を捉えて未来を拓く(=成長戦略の推進)」「人を活かし人を育てる(=人材の育成と活用)」「足場を固める(=経営基盤の継続的強化)」の3点を基本方針として、諸施策を設計・実行しています。不確実性の高い時代を迎える中で、「次の時代に向けた新

たな仕込みと足場固めを行っていく時期」と位置付け、より高度な選択と集中によって事業の質を高め、成長の柱を創り上げていきます。

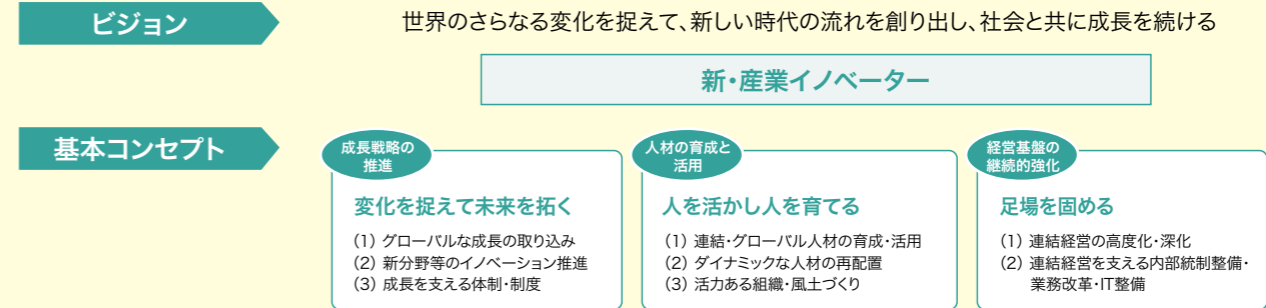
また「INNOVATION 2009」では、ますます高まる社会からの要請に応えていくべく、CSR(企業の社会的責任)への取り組みを従来以上に強化し、ビジネスを通じた環境への貢献など、環境分野を中心に、社会の持続的な発展や成長を目指した事業を展開していきます。

ステークホルダーとのかかわり

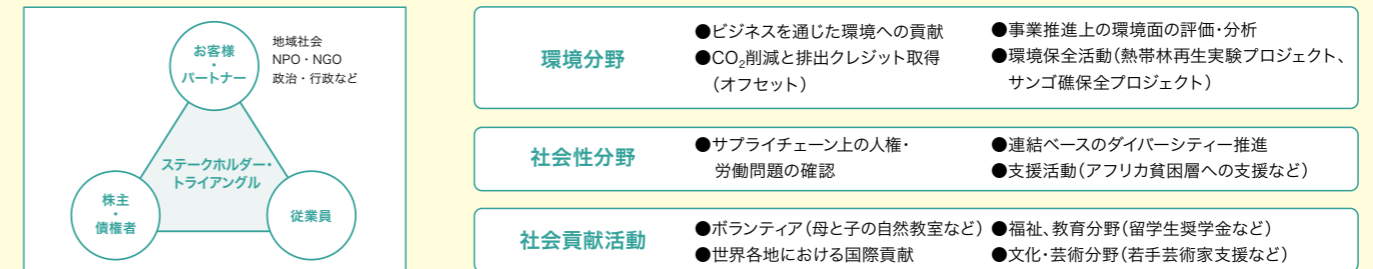
三菱商事はさまざまなステークホルダーとかわりながら、グローバルに事業を展開しています。「お客様・パートナー」「株主・債権者」「従業員」の3者を中心とした「ステークホルダー・

トライアングル」のバランスをとりながら経営の舵取りを行っています。世界各地のステークホルダーとより良い関係を築き、サステナブルな社会の実現に向けて努力しています。

■中期経営計画「INNOVATION 2009 ～未来を拓く」



■ステークホルダー・トライアングルと環境・CSRへの取り組み



■企業行動指針

1. 企業活動の目的

我が社は、事業を通じ、企業価値の向上を図るとともに、有用なサービス・商品を安全性にも配慮して創出・提供し、物心共に豊かな社会の実現に努める。

2. 公正正大な企業活動

我が社は、企業活動の展開に当たり、諸法規、国際的な取決め及び社内規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとる。

3. 人権・社員の尊重

我が社は、人権を尊重し、差別を行わない。また、人材育成を通じて企業活力の維持・向上を図るとともに、社員の人格・個性を尊重する。

4. 情報の管理・公開

我が社は、企業情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般からの正しい理解を得、透明性の保持を図るため、情報を適時・適切に公開する。

5. 地球環境への配慮

我が社は、地球環境に配慮しない企業は存続しえないとの認識に立ち、企業活動のあらゆる面において地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指す。

6. 社会貢献活動

我が社は、社会の一員として、より良い社会の実現に向けて積極的に社会貢献活動を行う。また、社員による自発的な社会貢献活動を支援する。

■三菱商事役職員行動規範

基本理念

三菱商事の役職員は、業務遂行に当たり諸法令、国際的な取決め及び社内諸規程を遵守するとともに、ビジネスマナーを守り、社会規範に沿った責任ある行動をとる。

遵守事項

1. 人権を尊重し、差別・ハラスメントを行わない。
2. 環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。
3. 取引遂行に当たっては、法令及び社内規程を遵守し、公正を旨とする。
4. 貿易に関する国際的な取決めを遵守する。
5. 会社の情報を適切に管理することはもちろん、社外から得た情報や第三者の知的財産権等の権利についても適切に取り扱う。
6. 株式等の不正取引(インサイダー取引)は行わない。
7. 会社の利益に反する行為は行わない。また、公私のけじめをつける。
8. 財務・会計に関する記録や報告は、適時・正確に行う。
9. 贈答・接待等は法令に違反することなく、かつ社会通念上妥当な範囲内で行う。
10. 反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない。
11. この規範に反する行為については、これを発見した場合又は不注意により自ら行った場合を問わず、速やかに上長、グループ・コンプライアンス・オフィサー、国内支社・コンプライアンス・オフィサー、海外地域・コンプライアンス・オフィサー、社内関係部局、コンプライアンス委員会事務局又はコンプライアンス担当弁護士のいずれかに報告・相談する。

■三菱商事環境憲章

基本理念

三菱商事は、健全なグローバル・エンタプライズとして、地球環境に配慮しない企業は存続しえないとの認識に立ち、あらゆる面での企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、持続可能な発展を目指す。

企業行動方針

1. 環境関連諸法規の遵守

当該国や地方自治体の環境法令・規則を遵守し、環境汚染の防止に努める。また、適用されるべき国際条約も遵守し、国際基準等を考慮する。

2. 自然環境

資源の開発やその他事業投資・取引などの展開にあたっては地域社会および生態系への影響に配慮する。

3. 資源・エネルギー

資源およびエネルギーの効率的な利用、再利用、ならびに環境負荷の低減に資するエネルギーの利用を積極的に推進する。

4. 循環型経済社会

技術の導入や情報の活用を通じ、持続可能な循環型経済社会の形成に寄与する。

5. 環境管理体制

この環境憲章に沿い、社内の環境管理体制の一層の充実と継続的な改善に努める。

6. 環境憲章の通知と公開

この環境憲章を全ての役員および職員に対して通知し、全員が理解し、行動できるよう教育・啓蒙活動を推進する。なお、この環境憲章は社外にも公開する。

■組織体制 (2009年7月1日現在)

